

## 静岡県木材協同組合連合会 県産材製品販路開拓事業費補助金交付要綱

### 第1 趣旨

静岡県木材協同組合連合会（以下「県木連」という。）会長は、県産材製品の供給者と需要者の連携・協力による販路開拓に係る取組の促進により、県産材製品の需要を拡大するため、県産材製品販路開拓事業を実施する者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）、県産材製品販路開拓マッチング支援事業費補助金交付要綱及び県産材製品販路開拓マッチング支援事業実施要領並びにこの要綱の定めるところによる。

### 第2 定義

この要綱において「県産材製品販路開拓事業」とは、県産材製品の販路開拓に係る取組であって、次の要件の全てを満たす事業をいう。

- ア 県産材製品の供給者と需要者の連携・協力により新たに取り組むもの
- イ 当該取組を行うことにより、最終的に達成しようとする目標を掲げ、その達成に向けた3年間の計画を策定した上で行うもの

### 第3 補助対象者

- (1) 補助対象者は、県産材製品の供給者又は需要者で、静岡県内に住所又は事業所を有する次に掲げる者とする。
  - ア 木材関連業を営む者又はその組織する団体
  - イ 県産材製品の販路開拓に係る新たな取組を的確に遂行できると認められる者又はその組織する団体
- (2) (1)のうち、法人でない団体にあつては、次に掲げる要件全てを満たしていること。
  - ア 団体の代表者を定めていること。
  - イ 団体の規約を整備し、当該規約には、活動の目的、構成員、合議方法その他組織運営に必要な事項が定められていること。
  - ウ 補助対象となる事業について、収支計算及び区分経理ができること。
  - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する団体（以下「暴力団」という。）又は暴力団、暴力団員等（暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者がその事業活動を支配する団体でないこと。

### 第4 補助の対象及び補助率（額）

別表に掲げるとおりとする。

### 第5 交付の申請

- (1) 提出書類 各1部
  - ア 交付申請書（様式第1号）
  - イ 販路開拓事業計画書（様式第2号）

ウ 事業計画書（様式第3号）

エ 収支予算書（様式第4号）

(2) 提出期限

別に定める日まで

## 第6 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ県木連会長（以下「会長」という。）の承認を受けなければならないこと。
  - ア 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合
  - イ 補助事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合
  - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに会長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械、器具その他の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については、会長が別に定める期間）内において、会長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (4) 会長の承認を受けて(3)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県木連に納付させることがあること。
- (5) 補助事業期間内に、特許権、実用新案権、意匠権等（以下「産業財産権等」という。）を出願若しくは取得した場合又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、速やかに様式第5号による産業財産権等取得届出書を会長に提出しなければならないこと。
- (6) 会長は、補助事業期間内に、補助事業の成果の事業化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定等による収益が生じたと認めるときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県木連に納付させることがあること。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (8) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

## 第7 軽微な変更

第6の(1)のア及びイに定める軽微な変更とは、次に掲げる変更をいう。

- (1) 事業の内容の変更  
補助目的の達成に支障を来たすことなく、かつ、事業能率の低下をもたらさない事業計画の細部の変更
- (2) 経費の配分の変更

交付決定を受けた額の20%以内の減少となる変更

## 第8 変更の承認申請

提出書類 各1部

- ア 変更承認申請書（様式第6号）
- イ 販路開拓事業変更計画書（様式第2号）
- ウ 変更事業計画書（様式第3号）
- エ 変更収支予算書（様式第4号）

## 第9 実績報告

(1) 提出書類 各1部

- ア 実績報告書（様式第7号）
- イ 事業実績書（様式第3号）
- ウ 収支決算書（様式第4号）
- エ その他会長が必要と認める書類

(2) 提出期限

事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日まで

## 第10 請求の手続

(1) 提出書類 1部

請求書（様式第8号）

(2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

## 第11 県木連からの通知

補助金交付の決定、不採択及び確定の通知書類

- ア 補助金交付決定通知書（様式第9号）
- イ 補助金交付不採択通知書（様式第10号）
- ウ 補助金交付確定通知書（様式第11号）

### 附 則

この要綱は、令和2年度分の補助金から適用する。

別表

補助の対象	補助率（額）
補助対象者が実施する県産材製品販路開拓事業に要する経費のうち、資材等費、機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、借料・損料、謝金、その他旅費、雑役務費、資料購入費、産業財産権等の導入経費、通訳料・翻訳料、委託費  (注) 消費税は補助対象としない。	左に掲げる経費の2分の1の範囲内で、1件当たり1,000千円を限度とする。

様式第1号（用紙 日本産業規格A4縦型）

県産材製品販路開拓事業費補助金交付申請書

年 月 日

静岡県木材協同組合連合会

会長 氏 名 様

所在地

名 称

代表者職・氏名



年度において県産材製品販路開拓事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 事業の内容

別添の事業計画書のとおり

2 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

補助事業に要する経費（消費税抜き） 円

補助金交付申請額 円

3 補助事業完了予定期日 年 月 日

※添付書類

(1) 法人の場合

- ・誓約書（別紙様式1）
- ・現在事項全部証明書（原本）又は履歴事項全部証明書（原本）

(2) 個人の場合

- ・誓約書（別紙様式1）
- ・個人事業の開業等届出書の写し又は確定申告書の写し（いずれも税務署の受付印が押印されたもの）

(3) 団体の場合（(1)の法人を除く。）

- ・誓約書（別紙様式1）
- ・団体の組織及び運営に関する規約等

別紙様式 1 (用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

誓約書

当社（私、当団体）は、下記 1 から 3 までのいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する団体（以下「暴力団」という。）
- 2 代表者が暴力団員等(暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。)又は暴力団員等と密接な関係を有する者
- 3 暴力団、暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者がその事業活動を支配するもの

静岡県木材協同組合連合会

会長 氏 名 様

年 月 日

所 在 地

名 称

代表者職・氏名

印

様式第2号（用紙 日本産業規格A4縦型）

販路開拓事業計画書（販路開拓事業変更計画書）

1 申請者の概要

名 称		創業年月 (団体は設立年月)	年 月
業 種 (団体は事業の種別)		常時使用する従業員数	人
主要製品・サービス (団体は事業内容)			
担当者	氏 名		所属・職名
	所在地		
	電話番号		FAX番号
	E-mail		

2 事業パートナーの概要

今回の事業パートナー（申請者が県産材製品の供給者の場合は需要者、申請者が需要者の場合は供給者）について記載してください。

名 称	
所在地	
業 種 (団体は事業の種別)	
主要製品・サービス (団体は事業内容)	

事業パートナーが2者以上ある場合は、欄を追加してください

3 今回の事業における申請者、事業パートナーの役割

申請者の役割	
事業パートナー の役割	

事業パートナーが2者以上ある場合は、欄を追加してください

4 今回申請する事業を計画するに至った状況についての分析

現状	問題点

5 4を踏まえた今後の事業の方向性・方針

--

6 今回申請する事業の目標及びその達成に向けた計画

当該事業を実施することにより最終的に達成しようとする目標について、下表の該当するものを選択して、左空欄に○印を記載の上、(1)にその具体的目標を掲げてください。

また、(2)にその目標の達成に向けた3年間の計画を記載してください。

	①県産材製品の出荷量の増加
	②県産材製品の出荷額の増加
	③その他 ( )

(1) 事業の目標

現状値	( 年データ)
目標値	(目標設定年 年)
中間目標値	(事業実施年+2年目おける目標値)

(2) 目標の達成に向けた3か年計画

年 度	内 容
年度 (補助事業年度)	
年度	
年度 (中間目標設定年)	

様式第3号（用紙 日本産業規格A4縦型）

事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

1 事業のテーマ（30字以内で簡潔に記入）

2 事業の内容

内容	実施（予定）時期
新しさのポイント（これまでとの違いを具体的に記入）	

3 得られる効果

--

※事業実績書の場合は得られた効果を記入してください。

様式第4号（用紙 日本産業規格A4縦型）

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

1 収入の部

区 分	予算額 (変更予算額) (決 算 額)	(予 算 額)	比 較		備 考
			増	△減	
補助金	円	円	円	円	
自己資金					
計					

2 支出の部

区 分	予算額 (変更予算額) (決 算 額)	(予 算 額)	比 較		備 考
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

区分の欄には、別表の補助の対象に掲げる費目ごと分けて記載してください。

様式第5号（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

産業財産権等取得届出書

年 月 日

静岡県木材協同組合連合会  
会長 氏 名 様

所 在 地  
名 称  
代表者職・氏名

印

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた県産材製品販路開拓事業に関し、産業財産権等の取得（譲渡、実施権の設定）をしたので、次のとおり届け出ます。

- 1 種類（番号及び産業財産権等の種類）
- 2 内容
- 3 相手先及び条件（譲渡又は実施権の設定の場合）

様式第6号（用紙 日本産業規格A4縦型）

県産材製品販路開拓事業計画変更承認申請書

年 月 日

静岡県木材協同組合連合会  
会長 氏 名 様

所 在 地  
名 称  
代表者職・氏名

印

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた県産材製品販路開拓事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 計画変更の理由

2 変更の内容

様式第7号（用紙 日本産業規格A4縦型）

県産材製品販路開拓事業実績報告書

年 月 日

静岡県木材協同組合連合会  
会長 氏 名 様

所 在 地  
名 称  
代表者職・氏名

印

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた県産材製品販路開拓事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 補助金額 円
- 3 補助事業完了日 年 月 日

様式第8号（用紙 日本産業規格A4縦型）

請求書

金 円

ただし、年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定を受けた県産材製品販路開拓事業の補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

静岡県木材協同組合連合会  
会長 氏 名 様

所 在 地  
名 称  
代表者職・氏名

印

口座振替先金融機関名  
口座種別 No

様式第9号（用紙 日本産業規格A4縦型）

第 号  
年 月 日

補助金交付決定通知書

様

静岡県木材協同組合連合会

会長 氏名 印

年 月 日付けで申請のあった 年度県産材製品販路開拓事業費補助金の交付について、以下のとおり決定します。

1 金 額 円

2 交付の対象

補助金交付申請書に添付された事業計画書に基づく事業

3 交付の条件

静岡県補助金等交付規則、県産材製品販路開拓マッチング支援事業費補助金交付要綱及び静岡県木材協同組合連合会 県産材製品販路開拓事業費補助金交付要綱を遵守すること。

担 当

電話番号

様式第10号（用紙 日本産業規格A4縦型）

第 号  
年 月 日

補助金交付不採択通知書

様

静岡県木材協同組合連合会

会長 氏名 印

年 月 日付けで申請のあった 年度県産材製品販路開拓事業費補助金の申請については、県の審査の結果、不採択となったので通知します。

担 当  
電話番号

様式第11号（用紙 日本産業規格A 4 縦型）

第 号  
年 月 日

補助金交付確定通知書

様

静岡県木材協同組合連合会

会長 氏名 印

年 月 日付け 号により決定した 年度県産材製品販路開拓事業費補助金の交付について、以下のとおり確定します。

- 1 交付決定額 円
- 2 交付確定額 円

担 当  
電話番号